

秋田藩の沿岸警備と蝦夷地分領化対応

北 林 麟太郎

はじめに

ペリー来航による開国の後、安政三（一八五六）年三月、秋田藩は幕命により二度目の蝦夷地警備に就いた。北方ロシアの外圧に対抗したこの政策は、最終的には幕府の蝦夷地開墾を視野に入れた東北諸藩への分領化政策へとつながっていく。また、広い海岸部を持つ秋田藩は、領内の沿岸警備も行う必要があった。秋田藩の海防政策は領内近海への異国船出没を契機に進められ、ペリー来航後に台場建設と守備兵の配置という形で実現される。これらの政策に共通して見られる特徴は、国防という武士本来の任務を農民を中心とした民間の者たちにも担わたという点にある。秋田藩は、蝦夷地開拓の場面では永住足軽と呼ばれる領内の農民を派遣し、領内沿

岸の台場警備には献金により士分格を与えられた新家とよばれる者たちを動員したのだった。

秋田藩の海防問題に関しては、金森正也氏と畑中康博氏の先行研究がある。金森氏によると安政の蝦夷地出兵において秋田藩は、分領地である増毛の経営には積極的であったが、永住足軽派遣といった軍事的対応は不十分であったとし、その理由は秋田藩の領民土地緊縛政策にあったとされている。^{〔1〕}しかし、この点には疑問が残り、本稿での検討課題としたい。一方、畑中氏は、秋田藩の海防任務の転嫁に注目し、台場警備に新家を動員したのは、藩財政の支出を抑えるためであったと述べられている。^{〔2〕}この点に異論はないが、秋田藩の家臣団編制というもう一つ別の視点も要因として挙げる事ができるのではないだろうか。また、蝦夷地や海防に関する

研究は、幕府法令や秋田藩と松前とのつながりなどを加味して考える必要があるだろう。そして蝦夷地出兵に関しては、動員されたのは秋田藩だけではなく、仙台藩や鶴岡藩など他の東北諸藩も同じ様に幕府の通達を受けて蝦夷地に赴いている。しかし先行研究では、これらの諸藩と秋田藩との動向を詳細に比較したものはない。他藩との比較から新たな実態も見えてくるはずだ。

本稿では、海防任務の転嫁に焦点を当て、秋田藩の安政の蝦夷地出兵と領内沿岸警備を論じていく。今まで蝦夷地警備の観点からは見られてこなかった領民の松前稼ぎなどにも注意を払いながら先行研究を再検討し、秋田藩の海防政策がいかに進められ、なぜ十分な実績をあげることができなかったのか、この点を明らかにしたい。

一 異国船渡来と台場建設

一九世紀前半は欧米列強の接近により日本を取り巻く情勢が深刻化する時期である。文化四（一八〇七）年、ロシアによる樺太・エトロフ両番所襲撃事件が起こった際には秋田藩も幕命を受け箱館へ守備兵を派遣している。幸い箱館近傍での騒乱はなかったため秋田藩は約四〇日ほど滞在した後、帰藩を許されているが、その後も日本沿岸に外国船の接近が続いていた。このような事態を受け、文政八（一八二五）年、

幕府は無二念打払令（異国船打払令）を発令する。しかし、この政策は清国のアヘン戦争敗北を契機に変更され、幕府は外国船に薪水を給与するよう方針を転換する。日本も徐々に列強の脅威に曝されていくのだった。

こうした状況の中、嘉永元（一八四八）年四月、秋田藩の沖合にも外国船が出現する。目撃があつたのは、男鹿半島の戸賀沖ならびに山本郡の岩館沖である。これに対して藩は、岩館に近い能代に藩士を派遣し、対策を講じている。秋田藩家老宇都宮孟綱の「日記」、同月二十三日の条には異国船渡来の動向が次のように記されている。

今日御当用中山本郡岩館樺村船見番より申出候は、当廿一日未ノ中刻同処一里程沖合へ異国船壹艘相見得候得共、早速遠沖へ走去帆形も不相見得候段申出候。是迄之儀は御隣国而已ニ在之候処、此度は初而御領内海岸近ク相見得候事ニ候得は、別而能代は御要地ニ候ゆへ、能代奉行兼帯近藤瀬兵衛明廿四日出役「廿五日ニ出役致し候」同処へ可相越、同処之儀は大筒其外御玉器大抵相備り、御人数在之候ゆへ瀬兵衛は別段人数召連不申候。

山本郡岩館村の船見番の報告によると、嘉永元年四月二十一日の午後二時頃、岩館海岸から四キロメートル程沖合に一艘の異国船が出没したようである。この異国船はすぐに遠くの沖に行ってしまったため、船の形状などの詳細は不明

である。この船見番の報告だけでは情報が少なく、この船がどこの国のものであるかは特定できない。また、これまでは弘前藩領などで異国船の目撃があったが、今回のように秋田藩領の近海に異国船が出没するのは初めてだった。こうした状況の下、能代は特に重要な地域であるため、藩は能代奉行を兼任している近藤瀬兵衛に対し、四月二十五日に能代警備に向かうよう指示している。

能代は米代川の河口港として発達しており、秋田藩内では土崎に次ぐ第二の港であった。ここには米代川流域の木材や阿仁銅山の銅などが運び込まれており、おもに経済面で秋田藩政を支えていた。能代奉行はこのような能代を拠点とし、米代川流域一帯を広域的に治めていたのである。能代には大筒などの武器が備えられており、兵士もいるため近藤瀬兵衛は兵を率いて向かう必要はないと宇都宮は述べている。能代には遠距離用火器の大筒も備えられており、この地域の重要性を考えて藩は異国船が渡来する以前から海防対策を講じていたのだった。また、『宇都宮宣孟綱日記』、同二十三日の条には次のような記述も見られる。

一 酒井左衛門尉様御役向より、異国船飛鳥二相見得候段
申越、右返書へ岩館二相見得候趣、町奉行共より為申
達候。⁽⁵⁾

このとき秋田藩に鶴岡藩主酒井忠発^{ただあき}から、飛鳥近海に異国

船が出没したとの情報が届き、その返書として秋田藩でも藩領北部岩館沖に異国船が出没したという情報を鶴岡藩へ送っている。このように、秋田藩には弘前藩のみならず鶴岡藩からも異国船に関する情報がよせられていたのであり、秋田藩は近隣諸藩との情報交換を行って異国船渡来状況の把握に務めていたのである。今回の騒動では、幸い外国人の上陸はなかったため、交戦は回避されたが、領内への影響は少なからずあったようである。宇都宮は四日後の同月二十七日、「日記」に次のように記している。

一 町方猥ニ浮説ヲ申唱不宜、且諸事甚高直之由相聞得候
ニ付、町奉行より左様無之様為触申候。⁽⁶⁾

これによると、異国船渡来の影響で久保田城下では根も葉もない噂が流れ、動揺が広まったことにより、商品の物価が上がってしまうという事態が起きている。一時的なものとはいえ、藩政にも支障が出たことだろう。これに対し、藩は町奉行を通じて事態の終息を図っているが、外圧という脅威が完全に払拭されたとは言えず、藩側に動揺は残った。

こうして異国船の出没を機に危機意識が高まった秋田藩は、嘉永三（一八五〇）年、境目奉行の吉川忠行に領内海岸の水深調査と、沿岸村々の距離の測量を命じている。吉川忠行は江戸で蘭学や西洋砲術を学んでおり、嘉永六（一八五三）年には軍事御用係に、そして息子の吉川忠安は、慶応元

(一八六五)年、秋田藩の砲術館頭取に任命されている。彼ら親子は秋田藩における軍事の先覚者ともよべる存在であり、ペリー来航以降は、洋式鉄砲の導入や製造も行っている。忠行の海岸調査の後、秋田藩は領内沿岸の要地である土崎・新屋・男鹿船越の南磯・男鹿北浦の北磯、そして八森の計五か所に台場を設けることを決定した。土崎の台場には、大砲が備え付けられることとなり、これは嘉永七(安政元、一八五四)年三月に完成している。忠行は大砲鑄造についても提言したが、当時の秋田藩は財政難であったため、これは見送られた。このように秋田藩は領内近海への異国船出没により、沿岸防備の増強を図るが、それ以前から能代湊への大筒配備や、他藩からの異国船に関する情報収集を図っていたのだった。文化四年の箱館出兵以降、平穏な情勢が続いていた秋田藩ではあったが、海防意識を低下させることなく外敵への備えを怠らなかつたことを確認しておきたい。

二 新家の動員

土崎をはじめとした藩領沿岸の五か所に台場が築かれることになったが、問題は完成した台場に配置する藩兵についてだった。ここに至って台場守備という新たな任務が出てきた秋田藩は、この仕事を新家に任せるという方針をとった。新家とは、藩への献金により士分格を与えられた豪農商であ

り、いわゆる献金郷士である。藩財政が逼迫していた秋田藩は、財政補填を目的に武士身分を与えることと引き換えに豪農商に献金を命じていた。献金による待遇は決められており、帯刀が許されるためには一五〇両、苗字を名乗るのを許されるためには二〇〇両の献金が必要だった。新家の登用に関しては既に畑中氏が、藩側の財政支出を抑えようとする意図によって資力のある新家を登用したのではないかと述べられている。この点に異論はないが、本稿では秋田藩の軍制のあり方に注目して氏とは別の要因を指摘したい。「宇都宮孟綱日記」嘉永七(一八五四)年正月十日の条には、新家登用に關する次のような記述が見られる。

近來異国船処々渡來ニ付、海岸防御之御手当專御急務之処、数十里之海岸何時何方江渡來も難計候得は、御繰出之御人数着致迄之間、要地之向々是非常住之御備を以て一御防可被成御手配無之候ては不相成処、御旗本諸士并在々給人之義は、兼而被召使方御人配も被為有候二付難被分置、依而在々住居新家之面々并郷士・徒並二至迄、海岸要地へ移住可被仰付之趣、此度江戸表より被仰出候。

右の通り、宇都宮は江戸家老の佐藤源右衛門から海防に関する指示が届いたことを記している。それによると、最近の外国船渡來状況に鑑み、海岸防備の準備は非常に重要かつ急がなくてはならないことである。しかし、秋田藩領の海岸は

およそ一六〇キロメートルにも及び、この広いエリアのうち、いづどこに外国船が渡来するかを予測するのは困難であり、外国船が渡来した場合、城下から派遣する軍勢が到着するまでの間、沿岸部の要地にせひとも藩士を常住させ、守りを固めるよう手配しなくてはならない。しかし久保田城下に住む藩士や城下以外の在郷に住む給人については、前々から担当の仕事が割り振られているため沿岸部に常駐させることができない。給人とは大名佐竹氏の直臣のことであり、久保田城下以外に住む藩士は在郷給人と呼ばれた。一方、久保田に住む藩士を秋田藩では旗本とよんだ。江戸時代の武士は、足軽に至るまで全員がその俸禄に従い通常勤務の番組に編制されていたのである。そのため、今回の台場警備のような、新たな任務には、従来の藩士を常駐させることが困難だったようだ。したがって久保田城下以外に住む新家の者たち、ならびにそれ以外の郷士および「徒並」にいたるまで海岸の要地への移住を命令せよといった内容が江戸藩邸から指示されている。通常の藩士と武士身分を得た新家や郷士たちとの大きな違いは、番方勤務を持つか持たないかである。

藩から俸禄を支給された藩士は足軽に至るまで何かの番組に編制されていて、秋田藩に關してもそれは例外ではなかった。大名佐竹氏の全家臣団は必ず番方に編制され、軍事・警察業務についており、番方を免除されたのは家老や奉行など

一部の藩士のみだった。秋田藩では、寛永十七（一六四〇）年には藩の基幹軍団である大番組一〇組が結成されており、延宝四（一六七六）年には大小姓番組五組が新たに編制されている。また、領内各地の城代・所預たちも組下の藩士を従えて番組を指揮していた。それに対し、新家たちは士分格を得たとはいえ番組には編制されず、普段は村や町に居住し商業や農業を行っていた。番方勤務を持たない彼らこそが、台場警備に適していると藩は考えたのである。このように、国防という武士が果たすべき本来の任務を、武士ではなく献金によって武士身分を付与された者たちに担わせたところに秋田藩海防政策の一つの特徴があったと言える。

表1には移住した新家の者とその出身地をまとめてみた。台場警備のため、土崎湊本山町に一三家、河辺郡新屋比内南町に一五家、秋田郡船越村に一六家、同郡北浦表町に一八家、山本郡八森村に一八家の新家が移住させられ、その数は合計で八〇家に及んだ。表作成の基となった『秋田沿革史大成』上巻には八〇名の名前しか記載されていない。それにも拘わらず同書には合計八一人と記されているのは何かの数え間違いではないかと思われる。そこには苗字が記されていて、彼らが明らかに士分格の扱いを受けていたことを表している。なお、『秋田県史』第四巻・維新編でも八一家との記述が見られる。

表1 海岸警備のため移住した新家

土崎湊 (本山町) 13人	庄司兵藏(阿仁前田) 石田仲(増田村) 湊新三郎(仙北金沢) 鈴木作右衛門(安城寺) 須磨与七郎(土崎石保丁) 浜松新七(大館) 石田政治(大館) 庄司友之助(米内沢) 宇佐美庄兵衛(笠岡) 石田文五郎(土崎) 奈良喜兵衛(小泉) 佐藤与右衛門(岩城谷地) 長崎久左衛門(比内中野)
新屋 (比内南町) 15人	小西伝一郎(六郷) 粟林七兵衛(六郷) 山田重太郎(川尻上野) 粟林常吉(六郷) 佐藤金六郎(上野川尻) 成田良左衛門(鷹巣) 倉田七郎兵衛(横沢) 武田勝之丞(橋本仙北) 菊地順藏(荷揚場) 金七郎(阿仁本城) 高橋松之助(院内) 森川又右衛門(新屋) 黒丸五郎兵衛(角間川) 渡辺惣左衛門(桧山) 春日早人(阿仁五味堀)
南磯 (船越) 16人	寺田喜四郎(六郷) 楠喜一郎(薄井) 村田四郎治(浅舞) 大沢和三郎(扇田) 三浦八右衛門(鶴川) 三浦伊右衛門(黒川) 太田慶之助(船越) 太田庫之助(船越) 三浦兼治(黒川) 石井藤右衛門(十二所) 出原喜一郎(板見内) 渡辺庄左衛門(五城目) 荒川清四朗(五城目) 宮裡刑部左衛門(高畑) 石井安太郎(桧山) 斎藤新五衛門(桧山)
北磯 (北浦表町) 18人	佐々木政治(沼館) 市川兼治(藤琴) 伊多波武助(岩瀬) 田口幸右衛門(角館) 古仲亘(北浦) 成田喜兵衛(鶴川) 児玉永八(鶴川) 長谷川政治(阿仁前田) 西村鉄之助(船越) 日景八右衛門(釈迦内) 千葉敬藏(十二所) 武田良太(十二所) 田村三九郎(芦田村) 斎藤文藏(北ノ浦) 近藤宇右衛門(岩川) 小笠原嘉右衛門(大館) 谷口六郎左衛門(桧山) 小林五左衛門(桧山)
八森 18人	蟹沢平四郎(大館) 近藤八右衛門(岩川) 山本良藏(飛根) 畑山武左衛門(十二所) 島田源五郎(森岡) 大塚甚十郎(河戸川) 大塚又右衛門(河戸川) 佐々木庄吉(鶴形) 高橋専右衛門(大館) 藤原武治(上道路) 渡辺源治(大茂内) 中山重三郎(十二所) 三浦三右衛門(商人留) 田中和右衛門(大沢田) 金野源太(仁鯉) 中村奥右衛門(桧山) 中山重太郎(桧山) 加藤太三郎(桧山)

秋田藩領で台場が建設されたのは藩領北部の海岸部で、ここに移住を命じられた新家を見ると、藩領全域に及んでいるが、秋田郡と山本郡の新家の比重が多いことがわかる。また、男鹿在住の新家は北浦と船越に集められ、藩領南部の新家たちは土崎と新屋に配置された傾向を読み取ることが出来る。そして、最北の台場である八森に配置された新家はほぼ全員が藩領北部在住の者たちである。このように新家の移住先は、新家の居住地を考慮して決められたのだった。

三 松前稼ぎに関する政策転換

秋田藩は領内沿岸警備と並行して、文化四年と安政年間の二度の蝦夷地出兵を経験している。この蝦夷地出兵と関連して、松前稼ぎの問題が挙げられる。松前稼ぎとは主に近世後期に見られる東北や北陸地方から松前・蝦夷地への漁業出稼ぎのことであり、秋田藩領の一部農民もこれに加わっていた。秋田藩では、文化の箱館出兵と安政の蝦夷地出兵の中間にあたる天保年間に松前稼ぎについての政策転換を図っている。それまで、天明八(一七八八)年十月には次のような法令を出していた。

下筋御代官へ

去る卯年凶作以来、下筋村々人不足に相成、無符人高不少出来致候処、近来小百姓躰之者、松前江当座雇に罷越

候者数多有之、耕作之砌別而人不足に罷成、村々迷惑之段相聞得不屈之至に候。此末惣して他領江日手間等に相越候もの於有之者、肝煎・長百性者勿論、五人組まで茂急度被仰付候間、此旨相心得、扱所村々江可申渡候。以上。

十月⁽¹⁵⁾

この命令の通達先である下筋代官とは、藩領北部の農村を管轄する代官のことである。秋田藩では、藩領北部の秋田郡・山本郡・河辺郡を下筋とよんでおり、そのエリアの農村支配を担当する下筋代官所は、山本郡森岡村に設けられていた。一方、藩領南部の仙北郡・平鹿郡・雄勝郡は上筋とよばれており、そこでは仙北代官所が農村支配を担当していた。仙北代官所は仙北郡西長野村に設けられていたことから、藩領南部は仙北筋とよばれることもあった。

右の法令では、天明三(一七八三)年の凶作以来、藩領北部である下筋の村々で人手不足となり、それによって年貢を負担すべき農民がいなくなつた田地が出てきたと述べている。ここでいう天明三年の凶作とは、天明の飢饉のことであろう。これは全国的な冷害や浅間山の噴火、関東の洪水などが原因で起こつた大飢饉であり、とりわけ東北地方や九州地方では甚大な被害が生じた。また疫病の流行もあり、餓死者・病死者は東北地方で三〇万人を超えたと言われている⁽¹⁶⁾。秋田

藩領でもこの影響を受け凶作が続いていた。

それに加え、この時期は多くの百姓が蝦夷地の松前に出稼ぎに行つていたようである。これについて藩は、田地の耕作をする時期に特に労働力が減り、藩領北部の村々は迷惑しているとの情報を挙げた上で、不屈き至極なことであると述べている。そして今後、松前稼ぎなど他領に日雇いなどの出稼ぎに行く者がいた場合は、その村の長である肝煎とその補佐役の長百姓は勿論のこと、五人組の者たちも連帯責任で咎めるとし、他領稼ぎの禁止を命じている。

禁止の理由として藩は、村方が迷惑しているという曖昧な理由を挙げているが、本質的な理由は、年貢を負担するべき農民がいなくなることによる、年貢収入の減少にあつたのは間違いないだろう。つまり、松前稼ぎの増加は、藩の財政悪化に直結するのである。そう考えると秋田藩が松前稼ぎを止めさせようとしたのは必然だった。禁止の対象は松前稼ぎのみならず他領への出稼ぎ全般だが、出国した当地人だけでなく、村の代表や当人と同じ五人組の者にまでその咎が及ぶ連座制を採っていることから、禁止の程度も非常に強いことがわかった。このように天明八年の段階では他領稼ぎは認められていなかった。しかしその後、藩はこの方針を転換していくこととなる。次に、天保二(一八三一)年二月に出された法令を見てみよう。

郡奉行

百姓他領江手間稼に相越候義者以前より堅く被禁置候。寛政之度厳に被仰渡候旨茂有之所、近年狼に他領江相越候もの有之よし、別而秋田・山本両郡者夥敷稼相聞不届之至候。左候は、自今田畑の手入も疎かに相成訳にて村々の不益不容易事に候。若其所により田畠不足にて人数多き村居も有之候は、仙北筋人不足之所へ相越稼候様可致候。又者御城下をはじめ、在々内町江罷出奉公いたし候とも勝手次第之事候。万一隠忍他領江相越候もの於有之は当人者欠落もの之御取扱被成置候、勿論肝煎・長百姓とも厳に御答可被仰付候。

但、海岸村々之内田畠至て不足之所松前抔へ相越漁稼いたし候ものも有之様相聞得候。右稼之ものは田畠之稼に馴不申筈に付、一円他領出御差留被成候へ者必止と差支候筋も可有之候へは、郡奉行吟味之上人別精密取調、他領出差免候義者格別之事候。尤御境口通判可申受候。右之外害人たりとも出国致候もの有之におゐては夫々厳に御答可被仰付候。

右之趣、支配所村々江不洩様急度被申渡、精々可被遂吟味候、尤御境口はしめ其筋々江も厳に及吟味、於見当者召捕訴出候よう被仰渡候間、此旨共可被申渡候。

ここでも藩は農民の他領稼ぎを禁じている。以前からも厳

しく命じているが、近年はむやみやたらに他領へ出稼ぎに行く者もいるようだ。とりわけ、秋田郡と山本郡では、非常に多くの領民が他領へ行っているという。これは不届き至極である。このような状況では、今後、田畑の手入れも疎かになってしまい、それにより村々の不利益は増すばかりである。そのため、少ない田畑に対して人手が余っているならば、藩領南部の人手不足の地域へ行つて働こう藩は促している。仙北郡・平鹿郡が穀倉地帯であることを考えてのことだろう。また、久保田城下や在方武士町への奉公も自由にしてよいとしている。このように藩は藩領北部の農民が他領稼ぎに出ないよう、それに代わる働き口の提案をしている。この段階でも基本的に領民の他領稼ぎを認めないという藩の方針は変わっておらず、もし他領へ行く者がいた場合は、その者は失踪したものとし、肝煎・長百姓たちを咎めだてるとしている。

しかし、今回の法令はこれだけではなかった。但し書きの部分では、次のように述べている。海岸地域の村々では田畑が少なく、そのため松前などへ漁業稼ぎに行く者もいるらしい。ここで言う海岸部とは、男鹿半島から八森へと続く藩領北部の海岸エリアを指すと考えられる。海岸部では漁業を中心に生計を立てている者もおり、そのような者は田畑の耕作に不慣れである。そのため、一律に出国を禁止してしまえば、生活に差し障りが出てくるに違いない。そこで藩は、そのよ

うな者たちに対して郡奉行が精密な取り調べをした上で、松前稼ぎのための出国を特別に許可することにした、と述べている。郡奉行は、寛政七（一七九五）年に再設置され、それと同時に下筋代官と仙北代官による農村支配は廃止された。これによって藩による統一的な農村支配が可能となった。

このように、藩は松前稼ぎに関して全面禁止から郡奉行に届け出た上での許可制へと政策の転換をしている。郡奉行の設置は農村支配のあり方を大きく変化させたのである。藩領北部ではすでに多くの領民が蝦夷地に行っていたようだが、これによってさらに多くの人たちが海を越えて松前稼ぎを行うようになったはずだ。

そこで注目したいのは、土崎や能代を船籍地とする小廻船の存在である。これは、二人乗りや三人乗りの小型船で、宝暦年間（一七五一～一七六三年）以降、松前・蝦夷地に向けて盛んに廻船活動を行っていた。藩が海岸部農民の松前稼ぎを解禁する方向へと方針を転換した背景にはこれらも関係していたのではないだろうか。安政の蝦夷地出兵が行われる頃には、松前稼ぎが許可制に転じてから二〇年以上経っており、蝦夷地との交流や蝦夷地までの海上交通も充実していたに違いない。

四 開国と二度目の蝦夷地警備

安政元（一八五四）年三月、ペリーの威圧的な開港要求によつて日米和親条約が結ばれ、日本は開国を迎える。これに続いて同年十二月にロシア使節プチャーチンが来航し、日露和親条約が締結される。そこには箱館開港のほか、エトロフ島とウルップ島の間を国境とするという内容も含まれていた。このような北方情勢の変化に伴い、日本は対外強化策を講じる必要に迫られた。そこで、安政二（一八五五）年、幕府は再び蝦夷地を直轄とし、東北諸藩に蝦夷地警備を命じるのだった。安政二年の段階で警備に動員されたのは秋田藩・弘前藩・盛岡藩・仙台藩の四藩である。緊迫していく対外情勢の中、秋田藩は再び蝦夷地警備の一翼を担うこととなる。

佐竹右京大夫殿

留守居江

覚

西蝦夷地ヲカムイ岬より海岸通シレトコ迄惣体、并北
蝦夷地其外島々共一円持場之事。

一 マシケ 元陣屋取建、人数差置候様可被致候。

一 ソウヤ 出張陣屋取建、夏分人数出張、北蝦夷地応

援可被相心得候。

一 北蝦夷地 前同断、三月より八月迄人数相詰、冬分者

マシケ元陣屋江引揚候様可被致候。

右者阿部伊勢守殿御差図に付き申し達候間、可被得其

意候。

卯四月^⑨

右の史料は、安政二年四月に老中の阿部正弘から秋田藩十一代藩主佐竹義陸^{よしかづ}の江戸留守居役へ出された命令である。これによると秋田藩は、日本海沿岸とオホーツク海沿岸のうち、神威岬から知床に至るまでの海岸線と樺太、そしてその周辺の島々の警備を命じられている。周辺の島々は礼文島・利尻島・焼尻島・天売島などの北海道の北西部に位置する日本海上の島々のことだろう。元陣屋を北海道北西部に位置する増毛に設け、出張陣屋は北海道の最北端に位置する宗谷と宗谷海峡を越えたさらに北方の樺太に設けよとの指示もある。出張陣屋については、藩士が常駐するのは三月から八月までと期間を限定している。当時の暦を現在のものに換算すると、ここでの三月は現在の四月から五月の下旬、また八月は現在の九月から十月の下旬にあたり、出張陣屋での警備期間は主に春から秋までの夏季ということになる。おそらく冬季は雪や寒さなどの理由から困難が伴うため、このような警備期間が通達されたのであろう。

このような命令は松前藩・弘前藩・盛岡藩・仙台藩にも出されている。さて、秋田藩の警備範囲であるが、これは他藩のものと比較しても非常に広範囲である。神威岬から知床岬までの海岸線は広大であり、これは秋田藩領内の海岸線の数

倍に及ぶ。これらの警備が現実のものとなれば秋田藩の負担は多大なものとなってしまう。また、秋田の国許でも広大な海岸線を有していたから、領内の沿岸警備と並行して蝦夷地警備も行う必要がある、このまま広大な範囲の蝦夷地警備を命じられれば、領内の沿岸警備が疎かになってしまふ。それを危惧した秋田藩は、同年十一月に警備回避の嘆願書を幕府に提出する。

西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸シレトコ迄二百八里余、其外離島五ヶ所有之、此海岸周回の里数四拾里程取合、持場之海岸総里数五百里余御座候趣申聞候。右二付、段々評議仕候処、可成之手配仕候而も、右之内要地と相見得候場所二拾ヶ所位江陣屋取建、人数三千人位も差渡不申候而者、聊御警衛筋も相成間敷と奉存候、猶右人数差渡置候儀二而者、数百里之海陸交代之間、六千人之出入と相成候儀御座候。殊二者箱館表并松前地御警衛向をも可相心得段、被 仰渡候上者、右両所江臨時出張為致候人数も、別段国許江備置候事二御座候而者、旁以私之分限に而行届候義二者無御座候^⑩

これによると、秋田藩の警備担当地域とされた神威岬から知床にいたる北海道北部の海岸線は八七二キロメートル以上に及び、さらにその周辺には、五つの離島が存在し、これらの島々の海岸線を合わせると一六〇キロメートル程になる。

五つの離島に關しては、秋田藩は前述した礼文島・利尻島・焼尻島・天売島に加え、樺太南西部に浮かぶ海馬島も含めて考えたのではないか。すなわち、秋田藩が算出した担当区域の海岸線の総計は樺太南部の海岸線も含めると二〇〇〇キロメートル以上になる。そのため藩内で順次会議を重ねたところ、できる限りの手配をしても、担当する海岸線の要地と思われる地点二十か所ほどに陣地を設け、そこに計三〇〇〇人の藩士を派遣しなくては、警備が行き届かないとの結論に達した。そして、その人数を派遣するには広大な海岸線であるため、交代要員も含めると倍の六〇〇〇人も的人员が必要となってくる。さらに、箱館と松前への警備に關しても心得ておくようにと幕府より命じられているため、箱館と松前への臨時出兵のための人員も藩内に備え置く必要がある。以上のことの考えると、どの点から見ても今回命じられた地域の警備は、秋田藩だけの力では到底行うことができない。このように述べて秋田藩は蝦夷地警備の免除を幕府に願ひ出したのだ。そして、その返事が幕府から届いたのは翌安政三年の二月になつてからだった。

南蝦夷地之中マシケ、ソウヤ辺江常詰元陣屋取立、北蝦夷地之中シラヌシク、シユンコタン江三月より月迄之出張陣処相立、各一手之人数差渡置可被申候。其余之人数等差渡候に不及、箱館奉行臨機之差図次第、右人数之内

より出張候様可被致候。西北一円持場名目之儀并箱館表援兵之儀者御用捨被成下候事。

右の史料は、嘆願書提出後に幕府から届いた返答を藩士全員に向けて通達した触である。これによると秋田藩は増毛か宗谷あたりに元陣屋を設けるよう指示を受けたことがわかる。そして実際、秋田藩は増毛に元陣屋を設けている。史料中にある南蝦夷地というのは現在の北海道全域のことで、北蝦夷地というのは樺太のことである。また、樺太のシラヌシ、クシユンコタンに三月から八月まで出張陣屋を設け、そこにもそれぞれ一隊の人数を送り出すよう指示されている。シラヌシは樺太の南端の地域、クシユンコタンは樺太南部のアニア湾に面した地域である。また、ここに指示する以外の軍勢を派遣する必要はなく、箱館奉行よりその時に応じた指図があつた場合には、これらの軍勢の内から出張させるようにとも命じられている。そして最後に神威岬から知床に至るまでの海岸線の全ての警備と、国許からの箱館への援軍派遣についても免除された旨を伝えている。これが秋田藩の嘆願を受けた幕府の回答だった。

以上のような幕府からの通達によつて秋田藩の蝦夷地における警備地は確定した。秋田藩は元陣屋の増毛と出張陣屋の宗谷・シラヌシ・クシユンコタンの四か所に拠点を設けて蝦夷地警備を行つていくことになる。安政二年四月、最初に幕

府から通達された命令と比較してわかるように、陣屋の設置場所についてはほとんど変更がされていない。ただ、秋田藩が想定していた神威岬から知床に至るまでの海岸線の全ての警備を行う必要はないとされ、要地に藩士を配置する局所的警備となった。このことから、幕府の警備命令は秋田藩が想定していたほど大規模なものではなかったことがわかる。しかし、警備負担はある程度軽減されたとはいえず、秋田藩が嘆願した蝦夷地警備そのものの免除は認められず、望んだような負担軽減も実現しないまま蝦夷地警備に赴いて行くこととなった。

安政三（一八五六）年二月二十二日、秋田藩は大番頭に小野岡東吉を任命し、同年三月七日より随時藩士の蝦夷地派遣を開始する。四月二十七日までに蝦夷地に向かった藩士は九〇人であり、非戦闘要員も含めるとその数は数倍に及んだ。²²⁾「横手市史」通史編・近世によると秋田藩の計画では蝦夷地派遣軍の総勢は四五四人にのぼる。²³⁾

五 蝦夷地分領政策と永住足輕の派遣

安政三（一八五六）年六月、大老の井伊直弼が天皇の勅許を得ずしてアメリカと日米修好通商条約を結んだ。これにより神奈川・長崎・箱館・新潟・兵庫が開港場となる。そして、日本側はアメリカに領事裁判権を認めると同時に、関税自主

権を欠如した形で貿易を開始することとなる。日本はこのような不平等条約をロシア・イギリス・フランス・オランダとも結ぶ。

ますます緊迫していく対外情勢の中、安政六（一八五九）年、幕府は蝦夷地警備に関して蝦夷地分領化へと政策の転換を決定した。幕府には蝦夷地を本州同様の領土とすることで、ロシア側の圧力に対抗する狙いがあった。そして、幕府はそれまで警備を命じていた秋田・松前・弘前・盛岡・仙台の五藩に鶴岡藩と会津藩を加えた計七藩に蝦夷地を領地として与えることにした。

西蝦夷地マシケ領并ソウヤ領よりモンヘツ領境迄リイシリ・レフンシリ嶋々共為御領分御拝領²⁴⁾

これは、幕府から秋田藩へ通達された分領地の内容である。秋田藩は北海道北西部に位置する増毛と宗谷から紋別の境までの地域を拝領している。また史料中にある「リイシリ」とは北海道北西の日本海に浮かぶ利尻島、「レフンシリ」は同じく北海道北西の日本海に浮かぶ礼文島であると考えられ、この二つの島に関して秋田藩の新たな領地となっている。これらの地域は安政二年以来の警備地を考慮して割り当てられたのだろう。他藩の分領地を見てもわかるように、これまでの警備地をそのまま新たな分領地としているエリアも少ない。

今回の蝦夷地分領化政策では、鶴岡藩と会津藩も加えられたため、この二藩にも領地が与えられた。当初秋田藩が警備を命じられた神威岬から知床までの海岸地域の多くは、鶴岡藩・会津藩の持ち場となっており、天売島・焼尻島も鶴岡藩の領地とされた。樺太に関しては、日露和親条約で両国雑居地とされたため、東北諸藩の領地にはならなかったが、秋田藩・仙台藩・鶴岡藩・会津藩には、二藩ずつ隔年で樺太警備が命じられた。

また蝦夷地の全てが東北諸藩の領地となったわけではなく、各藩の持ち場の中には幕府の直轄地となった地域も存在する。それらの地域では、東北諸藩に警備のみが命じられた。秋田藩関係では、宗谷地域の北に位置するサンナイがこれにあたる。この地域は当初秋田藩の領分とされたが、後に「サンナイ之地処御用に付上地被仰付」というように幕府の命令により幕府直轄地となっている。これはおそらくサンナイが宗谷から樺太へ渡るための要地であったためと思われる。このように、幕府が目指した蝦夷地分領化とは、東北諸藩に完全にその支配権を委ねるものではなかった。

秋田藩に割り当てられた蝦夷地の領地と警備地の中で、特に中心となったのは、元陣屋がある増毛である。それは、この頃から藩の法令の通達先に増毛が加えられていることから窺える⁽²⁵⁾。秋田藩はこの地域を中心に蝦夷地経営に臨んでい

くこととなる。

蝦夷地の警備はこれまで同様各藩継続して行いが、今回の分領化政策に伴う大きな違いは警備の他に蝦夷地の開発に努める点にあった。幕府の東北諸藩への通達には「守備開墾等格別に行届候様」との文言が見られ、幕府が蝦夷地開発を推進しようとしていたことがわかる。この開発に関して秋田藩は永住足軽の派遣を行い、畑作を行わせようとしている。永住足軽とは、蝦夷地の開発のために永住するべく派遣された足軽のことで、その多くは秋田藩領内の農民だった。永住が目的であるため、彼らは家族を引き連れて蝦夷地に移住したようである。他の東北諸藩にも同じような動きが見られ、秋田藩の場合、万延元（一八六〇）年に九〇人の永住足軽を蝦夷地に派遣している⁽²⁶⁾。

永住足軽については、金森氏も自身の論文で取り上げているが、氏の論には次のような問題点が挙げられる。氏は、秋田藩はおよそ百人前後の永住足軽を派遣し、開拓にあたらせたが、それは幕府の期待したレベルに到底及ばず、その原因は藩が安政段階に至るまで領民土地緊縛政策をとっていたためであると述べられている。この領民土地緊縛政策という点については疑問に思う。

氏は領民土地緊縛政策の論拠として、秋田藩が蝦夷地への出稼ぎを目的とする出国を禁じている点を挙げられている。

しかし、秋田藩は当初の松前稼ぎによる出国禁止の方針から、郡奉行に届け出をした上での許可制へと政策の転換を図っていたのだった。状況に応じて松前稼ぎを許可する方向に方針転換した秋田藩の政策を、領民土地緊縛策をとり続けたと捉えるのは、問題があるのではないだろうか。藩が松前稼ぎを理由とした出国を認めている以上、永住足輕派遣の規模が小さかった原因を従来の土地緊縛策とするのは誤りではないか。むしろ近世後期から領民は松前稼ぎのために蝦夷地に赴くことができたのだから、それらを永住足輕派遣の際に利用したと考える方が自然ではないだろうか。

金森氏は「石井忠行日記」²⁸⁾の中から永住足輕の対象者として「男鹿安善寺村清治」「山本郡切石村嘉兵衛次男永太郎」「男鹿双六村太郎兵衛次男太市」などの農民の名前を挙げられている。これらの農民が住んでいた男鹿安善寺村や山本郡切石村、そして男鹿双六村などはいずれも藩領北部下筋に位置し、ここからは多くの領民が松前稼ぎに向向っていたのだった。永住足輕九〇人に占める下筋出身者の割合はわからないが、下筋の農民が永住足輕の対象に含まれていることから、彼らは松前に行き来する航海技術を身に付けており、藩がそれを利用したとは考えられないだろうか。

また、近世後期の秋田の小廻船について論じた保坂二美子氏の研究もある。それによれば、宝暦年間以降、秋田の小廻

船が松前・蝦夷地に向けて廻船活動を行っていたことも確かである。²⁹⁾ 蝦夷地分領化以降、蝦夷地に入津する秋田の小廻船が増加していることを示す史料も見られ、この点は非常に注目すべき点である。分領化以前から秋田では松前稼ぎをおこなっていた農民や、秋田の小廻船などにより蝦夷地との交流関係が築かれており、それらが秋田藩の蝦夷地政策の助けになったことは十分に考えられる。以上のことから、本稿ではこのような渡航技術や廻船活動が秋田藩の蝦夷地警備や永住足輕派遣などの分領化政策に利用された可能性を指摘したい。

六 他藩の蝦夷地政策

安政二（一八五五）年、西蝦夷地の警備を命じられた秋田藩に対し、東蝦夷地の警備を命じられた仙台藩は対照的だった。仙台藩の警備地は白老から厚岸^{あつけし}を経て西別^{にしべつ}まで、それと千島列島のクナシリ島・エトロフ島であり、元陣屋は白老に、出張陣屋は厚岸・根室・クナシリ島・エトロフ島に設けられた。東蝦夷地一帯という広大な範囲の警備を命じられた仙台藩は、秋田藩同様、幕府に内願書を提出している。しかし、その内願は秋田藩のように、蝦夷地警備の免除を嘆願するようなものではなかった。仙台藩が申し出たのは、東蝦夷地一帯の領地編入、後の分領化策に通じる願いだった。この申し

出は秋田藩と同様却下されるが、安政六（一八五九）年の分領化政策で実現することとなる。

仙台藩には警備を命じられた安政二年の段階から、蝦夷地経営を積極的にこなおうとする姿勢が見られる。この時期、仙台藩内では、藩士の次男・三男を屯田兵として蝦夷地に派遣することや西洋人を雇った新式の開墾の実施、さらには仙台藩独自で外国貿易を行い、蝦夷地の海産物や動物の毛皮を輸出し、西洋の商品を輸入するなどの意見が出されていた。しかし、いずれも実現は難しく、その多くが構想にとどまっていた。^①秋田藩においても、蝦夷地の海産物を利用し、利益を得るといふ狙いはあったが、仙台藩同様、最終的には頓挫している。

分領化以降の構想については、秋田藩と仙台藩は似ている部分もあるが、それ以前の警備命令の段階では同様の負担でありながら、警備免除の嘆願をした秋田藩と、領地拝領の内願をした仙台藩とを比べると、秋田藩の蝦夷地に対する消極的姿勢を指摘せざるを得ない。こういった秋田藩の消極性は、蝦夷地分領化以降も同じだった。

一連の蝦夷地政策で最も実績をあげたと言えるのが鶴岡藩である。鶴岡藩は、安政六年に西蝦夷地の浜益と留萌から天塩まで、そして天売島・焼尻島の領地拝領と歌棄から厚田までの警備を命じられている。元陣屋は浜益に設けられた。

鶴岡藩は領地拝領に伴い、領内の農民を中心に、蝦夷地へ赴く移民の募集を行った。次の史料は、文久元（一八六一）年二月、鶴岡藩が第一次移住農民を募集した全一二ヶ条にわたる通達の一部である。まずその第二条では移住に要する手当て金について定めている。

一金三両三步 家内引越二付御手当

同三両八出立前荘内渡

同三步ハ場所着の上相渡

このように鶴岡藩は、蝦夷地に移住する意志のある者に対し、支度金を支給することを約束している。支給される額は金三両三分で、そのうち三両は出発前、残りの三分は蝦夷地到着後に渡すとしている。この第一次移住農民の募集では一三六五人もの農民が集まり、その出願地は鶴岡藩領全域に及んでいる。さらに、鶴岡藩は移住の際の支度金のみならず、移住した後についても第七条と第一条で次のような諸手当てを約束している。

一翌年より自分働ヲ以開田畑并山稼穡勤次第何程にも開

発作取ニ申付三人御扶持方二ヶ年の間被下置、四ヶ年

五ヶ年目は式人扶持方被下置、六ヶ年目より被下無之

事。（後略）

一出生有之節ハ子養育金として其節に限可被下置事。

まず一つは、移住の翌年からは田畑の開墾や山稼ぎに従事

して「精働」したならば、それに応じてその年から二年間は三人扶持を支給し、移住の四年目、五年目は二人扶持を支給する。そして、移住の六年目からは、扶持米の支給は停止するといった内容である。つまり、藩は移住後、五年間の扶持支給を約束し、生活の保障をしようとしているのである。扶持米は文字通り米を支給するわけだが、支給された米を売ることで生活費にもなる。最終的に現地では、自給自足の生活をさせるのが藩の狙いであるが、新たな土地での耕作や生活が軌道に乗るまでは、藩費を削って手当てを支給しようとしたことから、彼ら移住者たちによる蝦夷地開墾に相当力を入れていたことがわかる。

そしてもう一つの注目すべき点は、移住地で子供が生まれた場合は、養育金が支給されるという点である。この領民移住政策は、移住と同時に永住も想定しているため、現地で子供が生まれるということは、人口が増え、開墾などの労働力の増加につながる。現地で生まれた子供は、新天地である蝦夷地発展の未来を担うとも言える存在であり、藩領からの移住だけではなく、現地での出産による人口増加も藩は意図していたのである。そして、鶴岡藩はこの他にも大工・桶職・瓦職・炭焼・屋根葺など生活の根拠地となる村づくりに必要な職人たちに加え、味噌・醤油・酢・塩製造の職人たちも募集し、本格的に蝦夷地の経営に臨んでいくのだった。

このような移住者に対する支度金・扶持米・養育費の給付政策を行った鶴岡藩では、前述したように、一度目の募集では一三六五人もの農民が集まっている。これに対し、秋田藩が万延元（一八六〇）年に派遣した永住足輕の数は九〇人であり、その数は鶴岡藩の十五分の一にとどまっている。ここに蝦夷地開拓に対する積極性の違いが見てとれる。秋田藩の場合は二人扶持五両の支給で永住足輕の採用を行ったが、これといった成果はあげられず、最終的に永住足輕の脱走にまで発展している。

鶴岡藩の西蝦夷地分領経営を論じた鈴木高弘氏は、鶴岡藩が東北諸藩の中で最も開拓に尽力したのは、譜代藩としての立場からしてそれを疎かにするわけにはいかなかったからであると述べられている。確かに鶴岡藩酒井氏は、徳川家康の重臣であった酒井忠次の血脈を受け継いでおり、それを誇りに思っていたことだろう。また、蝦夷地警備に赴いた東北諸藩の中で鶴岡藩同様譜代藩だったのは会津藩で、幕末において佐幕派筆頭の会津藩が、どれだけ幕府のために尽力したかは言うまでもない。このように譜代・外様の違いによって幕府政策の遂行に影響が出ることもあるだろう。しかし、領内の農民を移住させての蝦夷地開拓の違いは、それだけでは説明できないように思える。

郷夫之替り科人を土崎湊より大船にて被遣候ハ、道中之

御入料も減し、御他領二而は右科人とも盜等いたし候氣遣も無御座候。尤勤形二寄り一ヶ年二ヶ年二も不限、帰国御免可被成置候。

これは安政二年に蝦夷地に赴いた秋田藩の下級藩士、水戸部正蔵が書いた意見書の一部である。ここで水戸部は、現地で労働を担う郷夫の代わりに罪人を土崎湊から大船に乗せて蝦夷地へ派遣した方が、道中での費用削減にもなり、また蝦夷地は開拓地であるため、罪人たちも盗みを行う心配がないと述べ、藩に対し罪人の蝦夷地派遣をすすめている。また、罪人たちの労働期間は限定せず、彼らの働きぶりによつて久保田への帰国を許すことも一つの案として挙げている。罪人を蝦夷地に派遣し労働させるとするのは、なかなか過激な意見ではあるが、その背景には蝦夷地に赴いた多くの領民が病氣などにより死亡したという実態があつた。そのため、蝦夷地開拓に赴くことは死地に赴くといった心情が当時の秋田藩にあつたのである。この罪人を派遣するという意見書からは、もはや蝦夷地開拓の積極性どころの話ではなく、いかに効率よく藩士の負担を軽減するかといったことが重視されていることがわかる。これは決して藩の方針ではなく、あくまでもある秋田藩士の考えである。しかし、水戸部の意見書には秋田藩の消極的な永住足輕派遣策に根底でつながるものがあるように思えてならない。

このように秋田藩と鶴岡藩では、根本的に蝦夷地開発に臨む姿勢が違う。鶴岡藩では、人口増加を意図した養育費の支給や、大工などの職人を多数派遣することで、本格的な村の形成を試みている。これは、蝦夷地を名実ともに領分とみなし、庄内地方の藩領と同様のレベルにすることを目指したものである。領民がその地で永住していくためには、村の形成が不可欠であるという考えに基づき蝦夷地経営に臨んだことが、鶴岡藩が実績をあげられた理由だったとみていいだろう。

一方、秋田藩では鶴岡藩のような積極的な動きは全く見られなかった。そればかりか、罪人を派遣すればよいという意見が出るほどに開拓には後ろ向きで、幕府が推進する開拓政策に沿う気は全くなかったことは明らかである。

おわりに

本稿では、秋田藩の安政の蝦夷地出兵と領内沿岸警備に関する分析から、海防の実態とそれがなぜ不十分な結果に終わったのか、この点を解明しようと試みた。その結論を簡潔に整理すると次の二点にまとめられる。

まず、その一は領内沿岸警備における負担転嫁の問題が明らかとなった。秋田藩はある程度の備えや海防意識を持っていたものの、台場警備には本来の武士ではない新家の者たちを動員したのだった。新家の動員については、以前からも財

政的な理由から論じられてきたが、本稿では、それだけでなく番方に編制されていない新しい武士身分を動員した点に着目した。そこには旧来の軍事編制を転換できなかった秋田藩の後進性が指摘できる。

二つ目は、安政の蝦夷地警備・分領化といった幕府政策への消極的対応である。この特徴は他藩との比較によって顕著となる。分領化以前から蝦夷地編入を幕府に申し出、積極的に警備を行う姿勢を示した仙台藩や、分領化に伴って蝦夷地での村の形成を意図して一〇〇〇人以上の農民募集を実現した鶴岡藩には、幕府政策に対応して積極的に実績をあげようとした藩の狙いが窺える。一方、秋田藩の場合、警備免除の嘆願からは出兵に対する消極性が窺え、罪人の蝦夷地派遣を提案する意見からは、もはや幕府の意向に沿おうとしない姿勢が明らかである。秋田藩は、いかにして海防の任を免れるか、この一点に執着し自らの負担軽減を最重要視していたのだった。ただ、秋田小廻船が安政の蝦夷地出兵以前から活躍していて松前への海上交通は整っており、蝦夷地と秋田との結びつきは決して弱くはなかったことも強調しておきたい。

本稿の課題は、秋田藩の海防政策が如何に進められ、なぜ十分な実績をあげることができなかったのか、その理由を考える点にあった。以上二点をその理由としたい。本来なら、蝦夷地分領化の問題は軍事的側面と経済的側面の両面からそ

の実態に迫る必要があるが、本稿では海防に重点において論じたため、増毛を中心とした秋田藩の経済政策については触れることができなかった。この点は今後の課題とし、これからも検討を重ねていきたい。

註

- (1) 金森正也「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」〔日本歴史〕五一九号、一九九一年。
- (2) 畑中康博「幕末秋田藩海岸警備考―守備兵の問題を中心として―」〔秋田県公文書館研究紀要〕一三三号、二〇〇七年。
- (3) 「秋田県史」第四卷・維新編（秋田県、一九七七年）七頁。
- (4) 「宇都宮孟綱日記」第二卷（秋田県公文書館編、二〇〇七年）。「宇都宮孟綱日記」の原典は秋田県公文書館所蔵。なお、本稿での引用史料の表記法は筆者の責任による。「」内は本文割註を示す。
- (5) (6) 前掲註(4)に同じ。
- (7) 塩谷順耳他編「秋田県の歴史」(山川出版社、二〇〇一年)。
- (8) 「宇都宮孟綱日記」第四卷（秋田県公文書館編、二〇〇九年）、嘉永七年三月十六日条。
- (9) 前掲註(2)に同じ。
- (10) 前掲註(8)に同じ。
- (11) 「横手市史」通史編・近世（横手市、二〇一〇年）、五五一頁。

- (12) 前掲註(7)に同じ。一八四〜一八八頁。
- (13) 『秋田沿革史大成』上巻(加賀谷書店 一九七三年)、一八四〜一八六頁。
- (14) 前掲(3)に同じ、一四〜一五頁。
- (15) 今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』上巻(未来社 一九七一年、六〇八番。『秋田藩町触集』は秋田藩の藩法集にあたり、原典は秋田県公文書館所蔵。
- (16) 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館、一九九七年)。
- (17) 前掲『秋田藩町触集』下巻、二〇六五番。
- (18) 保坂二美子『近世後期、秋田地方の小廻り船と松前・蝦夷地』(『秋田市史研究』第一〇号 二〇〇一年)。
- (19) 『大日本古文書・幕末外国関係文書』第十一巻(東京大学史料編纂所編、一九一九年)第九番。
- (20) 前掲『大日本古文書・幕末外国関係文書』第十三巻(一九二〇年)第九二番。
- (21) 前掲(17)に同じ、二三二七番。
- (22) 前掲(3)に同じ、三八〜三九頁。
- (23) 前掲(11)に同じ、五六八頁。
- (24) 前掲(17)に同じ、二四四三番。
- (25) 前掲(17)に同じ、二四八九番。
- (26) 前掲(17)に同じ、二五〇八番・二五三二番・二六〇七番・二六一八番。
- (27) 前掲(17)に同じ、二四三九番。
- (28) 前掲(3)に同じ、四一頁。
- (29) 『石井忠行日記』は秋田藩の財用奉行などを歴任した石井忠行による日記。忠行は慶応元(一八六五)年より増毛詰となつてゐる。史料は秋田県公文書館所蔵。
- (30) 前掲(18)に同じ。
- (31) 渡辺信夫他『宮城県の歴史』(山川出版社、一九九九年)、二三九〜二四〇頁。
- (32) 『山形県史』本編四・拓殖編(山形県、一九七一年)。三五〜三七頁。
- (33) 前掲(32)に同じ、三七頁。
- (34) 前掲(2)に同じ。
- (35) 鈴木高弘「庄内藩蝦夷地分領経営の一考察」(『最上川流域の歴史と文化』山形史学研究会、一九七三年)。
- (36) 『横手市史』史料編・近世Ⅱ(横手市、二〇〇九年)。増毛陣屋に新組足輕取立など意見書。六〇二頁。本史料の原典は秋田県公文書館所蔵。
- (37) 前掲(11)に同じ、五八七頁。